

盛岡市住宅マスタープランの改定（案）に係るパブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 令和8年2月15日（日曜日）から令和8年3月6日（金曜日）まで
- 2 応募方法 市公式ホームページ応募フォーム、郵送、ファクス、持参
- 3 受付意見数 1件（個人 1人）
- 4 反映区分
 - A：計画等に盛り込むもの 0件
 - B：計画等に盛り込み済みのもの 0件
 - C：計画等に盛り込まないもの 0件
 - D：その他、要望・意見・感想等 1件

5 意見の内容と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方	反映区分
1	市営住宅において、入居者が安心して生活できるよう、相談体制の明確化と第三者的な相談窓口の整備を希望します。また、ルール変更時には入居者への十分な説明と合意形成の仕組みを整えていただきたいです。	<p>市営住宅においては、建築住宅課や市営住宅指定管理センターが相談窓口となり、入居者からの各種相談に対応しております。また、入居者に対して、入居から退去に至るまで、段階的な居住に関する手続き等を丁寧に説明しております。</p> <p>御意見は、今後の市営住宅の管理運営の参考にしてまいります。</p>	D